

アマミヤマシギ  
保護増殖事業 10 ヶ年実施計画  
(2014 年－2024 年)

平成 26 年 12 月

令和元年 12 月改定

環境省沖縄奄美自然環境事務所

# アマミヤマシギ保護増殖事業 10 ヶ年実施計画改定案

## 1. 背景

### (1) 生態及び生息状況

アマミヤマシギ *Scolopax mira* は、南西諸島の一部に分布するシギ科の鳥類である。本種は、スタジイ等の優占する森林に生息するが、生息に適した環境の悪化等により、現在、個体数や生息地はともに限られている。奄美大島、加計呂麻島、請島、与路島及び徳之島にまとまった個体数が生息・繁殖している。喜界島、沖永良部島、与論島及び沖繩諸島でも観察されているが、繁殖は確認されていない。生息個体数は2,500～9,999と推定されている (BirdLife International 2016)。

### (2) 法的位置づけ等

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
  - ・平成5年に国内希少野生動植物種に指定
  - ・平成11年に保護増殖事業計画を策定
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
  - ・昭和40年に生息地の一部が国指定湯湾岳鳥獣保護区に指定
- 文化財保護法
  - ・昭和43年に生息地の一部である神屋・湯湾岳が国の天然記念物に指定
- 自然公園法
  - ・平成29年に生息地の一部が奄美群島国立公園に指定
- その他
  - ・IUCNレッドリスト (2016) においてVULNERABLEに掲載
  - ・環境省レッドリスト (2019) において絶滅危惧Ⅱ類 (VU) に掲載

### (3) 保護増殖事業のこれまでの成果 (詳細は別紙参照)

#### 【1. 生息状況の把握・モニタリング等】

- 奄美大島、加計呂麻島及び徳之島において、平成12年度から繁殖期・育雛期に自動車による夜間ルートセンサスを実施。
- 奄美大島において、平成13年度から標識の装着による個体識別やラジオトラッキング、自動撮影カメラによる調査等を実施し、本種の行動や行動圏、性差、年齢差等本種の基礎的な情報を把握した。
- 遺伝的解析より、奄美大島と徳之島の個体群、また奄美大島北部と南部(加計呂麻島含む)の個体群で有意な遺伝的相違を確認した。

- 加計呂麻島及び徳之島の生息状況を把握するため、徳之島で平成 24 年度から、加計呂麻島では平成 25 年度から、自動撮影カメラによるモニタリング調査を実施した。
- 本種の生息に適した環境要因について、林相等との関係を整理。繁殖期の利用環境として、耕作地から森林まであらゆる環境を利用していることを確認した。

## 【2. 生息地における生息環境の維持・改善】

- 本種の生息・繁殖に適した環境の維持・改善を図るため、本種の生息状況及び専門家の意見等を踏まえ、平成 29 年 3 月に奄美群島国立公園に指定した。
- 本種の生息に影響及ぼすと考えられるマングース、イヌ及びネコの森林内における分布状況を把握するとともに、それらの排除を実施した。

## 【3. 傷病個体の救護】

- 傷病個体の保護を通じて飼育情報を蓄積した。
- 傷病個体が発見された際の体制を確立するため、関係機関と連携して希少鳥獣の死体・傷病個体が発見された場合の作業手順を作成した。

## 【4. 生息地における監視等】

- 地域の関係者や国、地方公共団体等により、日常的に本種の生息地を含む地域の監視及び情報収集を実施した。

## 【5. 普及啓発の推進】

- 本種の生息状況、保護の必要性及び保護増殖事業の実施状況等に関する普及啓発を推進した。

## 【6. 効果的な事業推進のための連携の確保】

- 各種調査や研究、普及啓発など様々な場面において、多様な主体が連携し効果的に事業を実施してきた。

## (4) 保護上の問題点

アマミヤマシギ保護増殖事業 10 ヶ年実施計画（以下、「実施計画」という。）を策定するにあたり、平成 26 年度に今後の保護上の問題点を抽出した。実施計画策定から 5 年目にあたる平成 30 年度に、保護増殖検討会にて実施計画の達成

状況について評価を行った結果、実施計画に基づく取組の実施により改善された点もあったが、以下に列記するようにいまだ保護上の問題点が残されている。実施計画の折り返し地点を迎えた平成30年度時点で抽出された保護上の問題点を下記の通り整理した。

**【1. 生息状況の把握・モニタリング等】**

- 生息状況をより正確に把握するための調査方法の整理が必要。
- 本実施計画の目標である環境省レッドリストのランクダウンの根拠とするため、推定個体数を把握し、かつ個体群の増減をモニタリングするためのデータ収集が必要。

**【2. 生息地における生息環境の維持・改善】**

- 人為的行為及び外来種による悪影響の把握、排除または緩和措置が必要。
- 生息地におけるナイトツアー等の影響の把握や交通事故対策の必要性について、関係機関と連携の上検討が必要。

**【3. 飼育下での繁殖】**

- 野生復帰が困難な個体の取扱の整理が必要。

**【4. 生息地における監視等】**

- 関係機関や地域住民等との連携を強化し、継続的に監視・情報共有を行うことが必要。

**【5. 普及啓発の推進】**

- 認知度が低く、地域住民への普及啓発が不足している。
- 地域の自主的な取組が活発となるような気運の醸成が必要。

**【6. 効果的な事業推進のための連携の確保】**

- 関係機関の各種調査結果の情報共有や、地域との連携が必要。
- 自治体、業者との間で開発計画の情報共有が必要。
- 関係機関の役割分担が明確でない。

**(5) 実施計画を改定した理由**

奄美大島及び徳之島は、沖縄島北部及び西表島とともに世界自然遺産推薦地となっており、とりわけ本種は両島におけるかけがえのない自然の顕著な普遍的価値の証明に不可欠な存在の一つである。また、生物多様性国家戦略 2012-

2020において設定されている目標の一つに、「C-2：絶滅危惧種のランクが下がる種を増加させる。」があることから、保護増殖事業をより一層進め、安定した個体群を維持するため、平成26年度に実施計画を策定した。

平成26年度以降、(3)保護増殖事業のこれまでの成果で示したとおり国立公園の指定やマングース対策の進展等により、本種の保護増殖について一定の成果を得た。本種をとりまく環境や生息状況が変化する中で、現状に即した計画とするため、実施計画目標を達成するために必要な活動内容として、「5ヶ年おきに進捗状況を評価し、実施計画の見直しを行うこと」が定められている。実施計画策定から5年目となり当年が計画の見直し年に当たることから、毎年保護増殖検討会で報告していた実施計画の進捗をとりまとめ、活動内容の達成状況の評価を行った結果、目標が十分に達成された項目、達成が不十分な項目、状況の変化により活動の優先順位が変化した項目が挙げられた。評価の結果を踏まえ、令和元年度以降に、目標の達成に向けてより効率的かつ効果的に保護増殖事業が実施できるよう、活動項目の見直し及び実施計画の構成を変更し、実施計画の改定を行った。

## 2. 実施計画目標

外来種、交通事故、開発等の本種の減少要因が除去または緩和され、奄美大島及び徳之島において本種の分布域及び生息数が増加し、令和6年(2024年)3月末までに環境省レッドリストにおいて絶滅のおそれのある種(絶滅危惧種)として掲載されなくなることを目標とする。

## 3. 実施期間

平成26年(2014年)12月1日～令和6年(2024年)3月31日

## 4. 実施計画目標を達成するために必要な活動内容及び効果

(1) 生息状況の把握・モニタリング等

目標1：現在のモニタリングの継続とともに、新たな解析手法を確立することで、より効果的に生息状況、生態、遺伝学的知見等に関する情報が収集・蓄積され、生息個体数等の評価に用いられる。

<活動1>

活動 1: 現況のモニタリング調査の継続とより効果的な解析手法の確立と導入により生息状況及び生態を把握する。

活動 1-1: 分布及び確認個体数の経年変化、生息状況及び生態に関する情報を蓄積する。

H26～R6: モニタリング調査の継続実施による生息情報の蓄積

※H29 年度から活動 1-2 で見直しを行った調査手法で実施。

活動 1-2: 過去のモニタリング調査結果を再評価し、活動 1-4 で検討する個体数推定手法とも連動し、モニタリング調査手法について改善点を検討し、調査体制等を踏まえたより効果的なモニタリング調査を実施する。

H26～H28: モニタリング結果の評価及び調査手法の見直し

活動 1-3: 捕獲個体等からの組織サンプリングにより、遺伝学、病理学、組織学、形態学等の各種研究を行うことでさまざまな知見を集積し、また可能な限り死因の解明等を行う。

H26～: 各種研究のため研究機関へサンプル提供を実施

活動 1-4: 生息個体数の増減について傾向を把握するため、より精度が高く、効率的なモニタリング手法を検討・開発し、生息個体数の評価を行う。

R1～R2: 生息個体数モニタリング手法の検討・開発

R2～: モニタリング結果による生息状況の評価

#### <効果 1>

効果 1: 効果的なモニタリングにより個体数の経年変化が把握でき、生態調査の結果から個体数を減少させる要因や生息に必要な環境要因が解明される。また、遺伝学的解析からは個体群の遺伝的な健全性が評価され、これらの知見が保全対策に活用される。

#### (2) 生息地における生息環境の維持・改善

目標 2: 好適生息地が適正な保護管理により維持される。また、外来生物等の減少要因の排除、緩和措置等の推進により、生息個体数が増加し、分布域が拡大する。

#### <活動 2>

活動 2-1: 鳥獣保護区及び国立公園を適正に保護管理することで生息環境を維持する。

活動 2-1-1: 好適生息地を可能な限り国立公園特別保護地区、第 1 種特別地域として指定し、またその他の生息地についても国立公園区域として指定することにより適切に保全管理する。

H26～H28：国立公園指定作業

H29：奄美群島国立公園指定（面積：陸域 42,181ha、海域 33,082ha）

R1：奄美群島国立公園の公園計画変更について検討を開始し、より適正な保全管理の強化を行う。

活動 2-1-2：自然公園法等の適正な執行により生息環境に影響を及ぼし得る開発計画及び行為を規制する。

H26～：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び自然公園法（国立公園指定後）の適正な執行

活動 2-2：国立公園等の法的指定地域以外においても、関係機関との調整と連携により、開発等の実施時に生息環境の保全への配慮を行う。

活動 2-3：個体数の増加及び分布域の拡大のためマングース、イヌ・ネコ等の外来生物の排除または影響緩和措置を行う。

活動 2-3-1：第 2 期奄美大島マングース防除実施計画に基づき令和 4 年度までにマングースを完全排除する。

H26～R4：マングース防除事業の実施

活動 2-3-2：森林内におけるネコの捕獲とその後の処置を含む方針について自治体、獣医師会及び関係団体と調整の上、管理計画を作成し、その方針に基づき捕獲作業を実施し森林内におけるネコの個体数を減少させる。

H30：奄美大島における森林内におけるネコの捕獲・その後の処置の検討・決定

H30～：「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」に基づき捕獲作業を実施

## <効果 2 >

効果 2-1：国立公園指定地域内の生息地面積と生息個体数が維持・増加する。

効果 2-2：国立公園等の法的指定地域以外における生息地の拡大、生息地の分断解消等に寄与する。

効果 2-3-1：マングースの完全排除により、アマミヤマシギの生息密度、生息個体数が増加する。

効果 2-3-2：森林内におけるネコの個体数が減少し、その個体数減少地域におけるアマミヤマシギの生息個体数もしくは生息密度が増加する。

## （3）傷病個体の救護等

目標 3：傷病個体の救護体制及び野生復帰が困難な個体の飼育体制が構築される。また、野生復帰が困難な個体の飼育体制及び飼育個体を用いた生

態・生理・病理学的情報収集及び普及啓発の方針について検討が行われる。

<活動3>

活動3：関係機関、自治体、獣医師会及び関係団体とともに傷病個体の救護と野生復帰について方針を検討・決定し、傷病個体の救護・野生復帰の体制を構築する。その際、野生復帰が困難な個体の取扱についても検討する。

H26～27：救護・野生復帰の方針検討・決定

H28～：方針・体制に基づき救護・野生復帰を実施

H31～R1：野生復帰が困難な個体の活用について方針の検討・決定

R2～：方針に基づき野生復帰が困難な個体を飼育、活用

<効果3>

効果3：傷病個体の迅速かつ適切な救護により救護個体の生存個体数及び野生復帰個体数が増加する。また、病理学的データが蓄積し、活用される。

(4) 生息地における監視等

目標4：地域の住民や関係機関による生息地の見回りが継続的に実施され、情報が共有される。

<活動4>

活動4：H26～R6：地域の住民や関係機関による見回りの継続的な実施

<効果4>

効果4：営巣地への不用意な接近等、個体群の維持に悪影響を及ぼしうる行為の防止

(5) 普及啓発の推進

目標5：本種の保全のための普及啓発を推進し、保全への地域住民等の理解が向上する。

<活動5>

活動5-1：ウェブサイトの設置、パンフレット作成・配布、マスコミ向け報道発表を通じた普及啓発及びボランティア参加型調査の実施により地域住民、観光客の本種の保全への理解を深める。

H26～：ウェブサイトの設置とアップデート、パンフレットの作成・配



布

H27～H30：ボランティア参加型調査の検討

H30～：試行的な調査を実施

活動 5-2：本種の保全への理解度を測るために地域住民、観光客向けに、5年おきにアンケート調査を実施する。

H27、R1：アンケート調査の実施

<効果 5 >

効果 5：地域住民及び観光客の本種の保全に関する認知度・理解度の増加

(6) 効果的な事業の推進のための連携の確保

目標 6-1：本種の保全対策が効果的に推進されるように関係機関・団体、自治体及び関係者の間の連携が強化される。

<活動 6-1 >

活動 6-1：本種の保護増殖検討会等関連会議、必要に応じ随時実施する調整会議等を通して、関係機関・団体、自治体及び関係者による各種調査結果、保護対策に係る情報共有、集約化を行い、保全対策における連携、開発計画等における本種保全への配慮を強化する。

H26～：検討会（毎年）とその他必要に応じ調整会議等の開催、関係者が保有する生息分布等のデータの集約、GIS化及び公表、調査報告書等の共有

<効果 6-1 >

効果 6-1：開発計画等における配慮事例の増加、関係機関・団体の連携による保護対策の事例数の増加、関係機関・団体等による GIS 等データ及び調査結果の利用の増加

目標 6-2：保護増殖検討会にて、毎年実施計画の進捗について報告するとともに、5ヶ年おきに進捗状況を評価し実施計画の見直しを行う。

<活動 6-2 >

活動 6-2-1：毎年、保護増殖検討会にて、本種の保護増殖事業実施計画の実施結果について報告し、検討委員からの改善点等に関する助言に基づく、より効果的かつ効率的な事業実施のための改善を行う。

活動 6-2-2：平成 30 年に実施計画の進捗状況を総合的に評価し、必要な点につ

いて実施計画の見直しを行う。また令和元年以降は本事業実施計画の目標達成度を評価し、実施計画の要否も含めて今後の方針を検討・決定する。

<効果 6-2>

効果 6-2-1：より効果的かつ効率的な事業実施

効果 6-2-2：事業実施計画の目標達成状況が総合的に評価され、効果性及び効率性の観点から実施計画の必要な見直しが行われる。

## 5. 実施活動スケジュール (矢印の太さは重要度を表現)

	R1	R2	R3	R4	R5
1-1:分布、確認個体数の経年変化把握	→	→	→	→	→
1-2:過去の結果の再評価及び手法の見直し	→	→	→	→	→
1-3:死亡個体活用調査	→	→	→	→	→
1-4:個体数推定・生息状況評価	→ 手法の検討・開発	→	→ 評価	→	→
2-1-1:国立公園保全管理	→	→	→	→	→
2-1-2:法規制	→	→	→	→	→
2-2:法的指定地域外生息環境保全	→	→	→	→	→
2-3-1:マングースの排除	→	→	→	→ 完全排除	→ モニタリング
2-3-2:ノネコ対策	→	→	→	→	→
3:傷病個体の救護体制構築、実施	→ 飼育個体の活用方針検討・決定	→ 方針に従い飼育・活用	→	→	→
	→ 傷病個体救護	→	→	→	→
4:生息地見回り	→	→	→	→	→
5-1:普及啓発	→ WEBサイトリニューアル	→	→ 更新	→	→
	→	→ パンフレット作成・配布等	→	→	→
5-2:アンケート調査	→				
6-1:関係機関等の各種調査結果等の情報集約、連携強化	→	→	→	→	→
6-2-1:保護増殖検討会の開催	→	→	→	→	→
6-2-2:実施計画の評価・見直し	→ 計画改定	→	→	→	→

## 6. 引用文献

BirdLife International (2016) *Scolopax mira*. The IUCN Red List of Threatened Species 2016: e.T22693056A93381144.  
<http://dx.doi.org/10.2305/IUCN.UK.2016-3.RLTS.T22693056A93381144.en>. Downloaded on 28 December 2018.